証券コード　4260
（発送日）2023年12月７日
（電子提供措置開始日）2023年12月１日

株　主　各　位

東京都中央区新川２-22-１ いちご新川ビル５F
株式会社ハイブリッドテクノロジーズ
代表取締役社長　チャン バン ミン

第８回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第８回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【株主総会資料　当社ウェブサイト】
https://hybrid-technologies.co.jp/ir/stock/meeting/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ハイブリッドテクノロジーズ」または「コード」に当社証券コード「4260」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

　なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年12月21日（木曜日）午後６時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　　2023年12月22日（金曜日）午前10時
2．場　　所　　東京都中央区日本橋二丁目５番１号
　　日本橋髙島屋三井ビルティング９階　日本橋ホール

3．目的事項
　報告事項　１．第８期（2022年10月１日から2023年９月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第８期（2022年10月１日から2023年９月30日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　　議　　案　監査役１名選任の件

4．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

〜〜〜

事　業　報　告

〔2022年10月１日から
2023年９月30日まで〕

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済は、新型コロナウイルス感染症による経済活動の制限が緩和される中、景気は緩やかに回復の兆しが見られました。一方、地政学的リスクの高まりに起因した物価上昇や米国金利上昇の影響、世界的な金融引き締め等、経済的リスクも高まり続けており、依然として経済の見通しは不透明な状況にあります。こうした経済環境の中、当社グループが属する情報サービス産業の市場におきましては、富士キメラ総研「2023デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望」における予想によりますと、日本企業のデジタルトランスフォーメーション（以下、DX）市場は、2030年には6.5兆円規模への成長が見込まれており、継続した市場の拡大が期待されております。

このような状況の下、当社グループでは、市場や顧客のニーズに応じて、『ストックサービス（準委任型）』と『フローサービス（請負型）』の２つの内容でクライアントへサービス提供しておりますが、主要サービスであるストックサービスの売上収益は、2021年９月期で1,511,490千円、2022年９月期で2,262,680千円、2023年９月期では2,705,849千円とグループ全体として前期を上回る水準で推移しております。

また、2023年４月に株式会社ハイブリッドテックエージェント、2023年５月に株式会社イクシアスを連結子会社としており、システム開発やコンサルティングにおける受注機会の拡大、日本人エンジニアの採用、育成強化をしてまいりました。

さらに、2022年９月期に参入したサイバーセキュリティサービスに関しては、2023年９月期はシステム開発から脆弱性評価、社内体制構築までを一体的に提供するサービスを11案件に対して提供するなど、順調な立ち上がりとなっております。

DX支援と事業拡大を担うスタートアップ支援プログラム「Hybrid Technologies Capital」においては、累計20件の投資を実行しており、投資、開発を多様な業界、事業領域に展開することで、事業成長シナジーが見込まれる幅広いパートナーを支援しつつ、既存事業の成長及び拡大を進めてまいりました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上収益は2,905,837千円（前期比20.7％増）、営業利益は256,760千円（前期比10.8％減）、税引前利益は189,270千円（前期比39.0％減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は160,328千円（前期比35.8％減）となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は75,533千円となりました（のれん及び企業結合に係る無形固定資産の取得は除く）。その主なものは、株式会社イクシアスの本社移転に伴う建物附属設備、工具器具備品の取得であります。

③資金調達の状況

該当事項はありません。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

2023年４月３日付で株式会社ハイブリッドテックエージェントの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

また、2023年５月１日付で株式会社イクシアスの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(2) 財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

区分		第５期 (2020年９月期)	第６期 (2021年９月期)	第７期 (2022年９月期)	第８期 (当連結会計年度) (2023年９月期)
売上収益	(千円)	1,735,437	1,702,058	2,407,912	2,905,837
営業利益	(千円)	101,395	111,378	287,840	256,760
親会社の所有者に帰属する当期利益	(千円)	44,126	75,132	249,615	160,328
基本的１株当たり当期利益	(円)	8.29	11.73	24.23	14.41
資産合計	(千円)	1,474,990	1,342,891	2,965,065	3,847,463
資本合計	(千円)	108,068	570,850	2,125,473	2,333,231
１株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	20.20	76.69	193.58	206.96

(注) １．当社の連結計算書類は、国際会計基準（IFRS）に基づいて作成しております。

２．基本的１株当たり当期利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり親会社所有者帰属持分は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

３．第５期および第６期のIFRSに基づく連結計算書類については、会社法第444条第４項の規定に基づく監査は受けておりませんが、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、監査法人東海会計社の監査を受けており、参考情報として記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第５期 (2020年９月期)	第６期 (2021年９月期)	第７期 (2022年９月期)	第８期 (当事業年度) (2023年９月期)
売上高 (千円)	621,180	625,973	837,755	931,205
経常利益 (千円)	71,347	102,292	142,001	86,231
当期純利益 (千円)	50,460	63,041	94,563	59,891
１株当たり当期純利益 (円)	9.48	9.84	9.18	5.38
総資産 (千円)	1,206,328	1,248,251	2,834,878	2,775,342
純資産 (千円)	181,747	615,381	2,024,158	2,108,260
１株当たり純資産 (円)	33.97	82.67	184.35	186.97

(注) １株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しています。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.	226,950千VND	100%	ハイブリッド型サービス
株式会社ハイブリッドテックエージェント	9,990千円	100%	ハイブリッド型サービス
株式会社イクシアス	1,000千円	100%	ハイブリッド型サービス

(注) 1. 当社は、2023年４月３日に株式会社ハイブリッドテックエージェントの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

2. 当社は、2023年５月１日に株式会社イクシアスの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

3. 当社は、2023年10月１日を効力発生日として株式会社イクシアスを吸収合併いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社及び当社グループは、今後の持続的な成長を実現する上で、以下の事項を課題として重視しています。

①開発体制の継続的な強化

今後、より一層顧客の要件を満たす事業を実現するためには、開発品質レベルの向上は不可欠であります。当社グループは、日本とベトナム両国でのハイブリッドな開発体制に特徴がありますが、グループ間コミュニケーションのさらなる強化を図る一方で、それぞれの特性を活かした開発手法の標準化、開発ノウハウの蓄積・共有を今後も進めてまいります。特に、受注前の見積り精度や受注後のプロジェクト進捗確認等のモニタリングを通じて、開発品質の確保と納期の遵守については最重要課題として取り組んでまいります。

②技術力のさらなる強化

DX市場の変化、それを支える技術革新は目覚ましいものがあり、それらの最先端技術を迅

速、的確に自社のサービスに反映し、市場のニーズに応えられるかは、企業成長において重要な課題であります。当社及び当社グループは、社内外で開発実績を持つAIモデルの構築をはじめ、今後もIoT、ブロックチェーン、サイバーセキュリティ等の幅広い最先端技術の習得に努め、様々な業界・業態の顧客への提案力の向上、さらなる価値創造に努めてまいります。

③新規顧客の獲得

当社及び当社グループが持続的な成長を続けるためには、売上拡大につながる新規顧客の獲得が必要であると考えております。上場会社としての認知度、知名度も活かして、マスマーケティング、展示会への出展、プライベートセミナーの開催、リスティング、動画コンテンツの配信などを展開し、継続的に新規受注を獲得できる体制の確立を目指してまいります。

④人材採用・育成の強化

当社及び当社グループが持続的な成長を図っていくには、専門性を有する優秀な人材を安定的、かつ機動的に確保することが必要不可欠と考えております。ベトナム３都市での産学連携、日本でのベトナム人脈のさらなる活用等も含めて、ターゲット別に最適な人材採用戦略を講じてまいります。また、自社機関である『Talent Academy』の教育プログラムにより、新卒人材であっても即戦力に近いパフォーマンスを発揮する人材を、社内で短期に育成する体制を継続して強化してまいります。当社グループの事業の源泉は人材にあることを心に留め、今後とも優秀な人材の確保に努めてまいります。

⑤情報管理体制のさらなる強化

当社及び当社グループは、顧客の開発要件によっては、個人情報を含む顧客の機密情報を取り扱う場合があります。これらに適切に対応するために、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際規格であるISO27001:2013を取得し、情報管理やセキュリティ管理の徹底を図っております。また、2022年9月にはベトナムの国家サイバーセキュリティセンターとの間で、サイバーセキュリティに関する相互支援を目的とした協力覚書を締結し、サイバーセキュリティに関する社内体制の整備を継続しております。今後も当社及び当社グループの情報管理体制の整備、強化に取り組んでまいります。

⑥経営管理・内部管理体制の強化

当社及び当社グループは、グループを取りまく事業環境の変化に柔軟に対応し、継続的に企業価値の向上を図っていくためには、内部統制環境の整備・強化が重要な経営課題であると認

識しております。全社的なリスク管理体制の整備、コンプライアンス体制の強化、さらには適切なリスクテイク体制の構築を目指して取り組んでまいります。

⑦持続的な企業の成長

当社及び当社グループは、グループのビジョン、ミッション実現のためには、持続的な事業成長が必須であると考えております。当事業年度は、プロジェクトマネージャー/コンサルティング人材を抱えて上流工程に強みを持つ、株式会社ハイブリッドテックエージェント（旧社名　株式会社キャスレーコンサルティング）を子会社として迎え入れました。また、従来より技術面の助言などを受ける関係にあった、社外取締役の衣笠嘉展氏が代表をつとめるシステム開発会社（株式会社イクシアス）を子会社化し、衣笠氏は当社の取締役CTO（最高技術責任者）に就任いたしました。一連の子会社化によって、当社グループのエンジニアリソースの拡大や開発品質の一層の強化がはかられたものと考えております。今後も一層顧客のDX推進と競合優位性の向上、及び日本のIT人材不足の解決の一助となるべく、持続的な企業規模の成長、事業の拡大を図ってまいります。また、これらを達成するべく、事業や市場活動によって得られた資金を柔軟に活用し、設備や人材への投資を継続しながら、企業買収や事業提携等についても積極的に検討してまいります。

⑧手元流動性の確保

当社及び当社グループは、継続的な取引である「ストックサービス」が売上収益の過半を占めているため、キャッシュフローは、安定していると認識しております。今後も、事業環境の変化やM&Aなどの資本政策にも対応できるように、柔軟な財政政策を実施してまいります。

(5) 主要な事業内容（2023年９月30日現在）

事　業　区　分	事　業　内　容
ハイブリッド型サービス	日本とベトナムを融合させ、ビジネスとテクノロジーの側面から顧客のデジタルトランスフォーメーションを推進するためのソフトウェア開発を軸とする「ハイブリッド型サービス」

(6) 主要な営業所（2023年９月30日現在）

①当社

本　社	東京都中央区新川2-22-1 いちご新川ビル5F

②主要な子会社

Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.

ホーチミンDOBオフィス	90 Nguyen Dinh Chieu Street, Dakao Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam
ホーチミンSFCオフィス	9 Dinh Tien Hoang Street, Dakao Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam
ハノイCPオフィス	12AF, Central Point, 219 Trung Kinh Street, Cau Giay District, Ha Noi, Vietnam
ダナンVPオフィス	5F, Parkson, B2 building, 255-257 Hung Vuong, Da Nang, Vietnam

株式会社ハイブリッドテックエージェント

東　京　オ　フ　ィ　ス	東京都中央区日本橋茅場町3-13-2

株式会社イクシアス

東　京　オ　フ　ィ　ス	東京都中野区本町3-31-11 Daiwa中野坂上ビル6F

(7) 使用人の状況（2023年９月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
568名	14名増

（注）１．使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、アルバイト等の臨時従業員、業務委託契約社員は含まれておりません。

２．当社グループは、ハイブリッド型サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
65名	9名減	35.1歳	2年6ヶ月

（注）１．使用人数は就業人員であり、アルバイト等の臨時従業員、業務委託契約社員は含まれておりません。

２．当社は、ハイブリッド型サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(8) 主要な借入先の状況（2023年９月30日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	10,000千円
株式会社千葉銀行	4,996千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2023年８月７日開催の取締役会において、2023年10月１日付で当社を存続会社、株式会社イクシアスを消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で本合併に係る合併契約を締結しました。

なお、本合併に関する詳細は連結計算書類の連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」及び計算書類の個別注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載の通りでございます。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（2023年９月30日現在）

①発行可能株式総数　29,000,000株

②発行済株式の総数　11,274,048株（注１）

③株主数　4,397名

④大株主

株主名	持株数	持株比率（注２）
Soltec Investments Pte. Ltd.	3,952,993株	35.06%
株式会社エアトリ	3,115,155株	27.63%
チャンバンミン	470,000株	4.17%
Evolable Asia Co., Ltd.	350,000株	3.10%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	321,800株	2.85%
御所野侃	122,200株	1.08%
MSIP CLIENT SECURITIES	110,300株	0.98%
株式会社柳川商会 代表取締役　柳川昌紀	100,000株	0.89%
J.P.MORGAN SECURITIES PLC	92,900株	0.82%
柳川昌紀	70,000株	0.62%

（注）１．新株予約権の行使により、発行済株式の総数は294,400株増加しております。

２．持株比率は自己株式（76株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2023年９月30日現在)

		第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議日		2018年６月15日	2019年10月15日
新株予約権の数		3,268個	1,840個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 326,800株 (新株予約権１個あたり100株)	普通株式 184,000株 (新株予約権１個あたり100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個あたり 3,065円 (１株あたり　30.65円)	新株予約権１個あたり 20,000円 (１株あたり　200円)
権利行使期間		2020年６月１日から 2028年５月31日まで	2021年10月17日から 2029年10月16日まで
行使の条件		（注）１	（注）２
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 2,678個 目的となる株式数 267,800株 保有者数 ２名	新株予約権の数 800個 目的となる株式数 80,000株 保有者数 １名
	社外取締役	-	-
	監査役	-	-

		第４回新株予約権	第５回新株予約権
発行決議日		2021年４月14日	2022年８月24日
新株予約権の数		2,165個	3,380個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　216,500株 (新株予約権１個あたり100株)	普通株式　338,000株 (新株予約権１個あたり100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権１個あたり100円 (１株あたり　１円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個あたり 17,700円 (１株あたり177円)	新株予約権１個あたり 74,400円 (１株あたり　744円)
権利行使期間		2023年４月16日から 2031年４月15日まで	2026年１月１日から 2032年９月７日まで
行使の条件		（注）３	（注）４
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数　1,800個 目的となる株式数　180,000株 保有者数　３名	新株予約権の数　900個 目的となる株式数　90,000株 保有者数　３名
	社外取締役	-	-
	監査役	-	-

		第６回新株予約権
発行決議日		2023年８月24日
新株予約権の数		3,427個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　342,700株 (新株予約権１個あたり100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権１個あたり100円 (１株あたり　１円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個あたり63,700円 (１株あたり637円)
権利行使期間		2027年１月１日から 2033年９月10日まで
行使の条件		（注）５
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数　1,302個 目的となる株式数　130,200株 保有者数　１名
	社外取締役	-
	監査役	-

（注）１．第１回新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、行使期間中に当社が提出した営業報告書[又は、有価証券報告書]に記載される[監査済みの]当社連結損益計算書において、以下の算式に基づく当社時価総額が５億円以上に到達している場合、もしくは上場後の時価総額が５億円に達している場合に、本新株予約権を行使することができる。また、国際財務基準の適用等により参照すべき業績の指数の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を過半数の取締役が定めるものとする。

時価総額　＝　EBITDA　×　８　－　有利子負債　＋　現預金

当社が、非上場の場合、下記の算定に基づく１株当たり時価により、当社による自社株買い、もしくは既存株主、当社関係会社による引き受けを行うものとする。

１株当たり時価　＝　（EBITDA　×　８　－　有利子負債　＋　現預金）　÷　既発行株式数

②本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」）は、当社または当社子会社の取締役、使用人（執行役員を含む。）、または顧問の地位（以上を総称して以下「権利行使資格」）をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
③上記①の規定にかかわらず、本新株予約権者が当社都合または当社子会社都合の退職等により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より１年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
④上記②及び③の規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合（本新株予約権者の死亡による場合を除く。）で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
⑤上記②の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より１年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
⑥上記⑤に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。
⑦本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、または、当社の普通株式に係る発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
⑧本新株予約権者は、以下の(ア)乃至(カ)に掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
(ア) 本新株予約権者が当社または当社子会社の使用人（執行役員を含む。）である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分をうけた場合
(イ) 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第１項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
(ウ) 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第１項第１号に規定する競業取引を行った場合
(エ) 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第１項第２号または第３号に規定する利益相反取引を行った場合
(オ) 禁錮以上の刑に処せられた場合
(カ) 当社または当社子会社もしくは関連会社の社会的信用を害する行為その他当社または当社子会社もしくは関連会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

2．第２回新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的たる株式が日本国内または国外の証券取引所に上場した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

②本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」）は、当社または当社子会社の役員、使用人（執行役員を含む。）、または顧問の地位（以上を総称して以下「権利行使資格」）をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

③上記①の規定にかかわらず、本新株予約権者が当社都合または当社子会社都合の退職等により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より１年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

④上記②及び③の規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合（本新株予約権者の死亡による場合を除く。）で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

⑤上記②の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より１年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

⑥上記⑤に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。

⑦本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、または、当社の普通株式に係る発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。

⑧本新株予約権者は、以下の(ア)乃至(カ)に掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

(ア) 本新株予約権者が当社または当社子会社の使用人（執行役員を含む。）である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分をうけた場合

(イ) 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第１項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合

(ウ) 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第１項第１号に規定する競業取引を行った場合

(エ) 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第１項第２号または第３号に規定する利益相反取引を行った場合

(オ) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(カ) 当社または当社子会社もしくは関連会社の社会的信用を害する行為その他当社または当社子会社もしくは関連会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

3．第４回新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的たる株式が日本国内または国外の証券取引所に上場した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

②本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」）は、当社または当社子会社の役員、使用人（執行役員を含む。）、または顧問の地位（以上を総称して以下「権利行使資格」）をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
③上記①の規定にかかわらず、本新株予約権者が当社都合または当社子会社都合の退職等により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より１年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
④上記②及び③の規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合（本新株予約権者の死亡による場合を除く。）で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
⑤上記②の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より１年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
⑥上記⑤に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。
⑦本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、または、当社の普通株式に係る発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
⑧本新株予約権者は、以下の(ア)乃至(カ)に掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
(ア) 本新株予約権者が当社または当社子会社の使用人（執行役員を含む。）である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分をうけた場合
(イ) 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第１項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
(ウ) 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第１項第１号に規定する競業取引を行った場合
(エ) 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第１項第２号または第３号に規定する利益相反取引を行った場合
(オ) 禁錮以上の刑に処せられた場合
(カ) 当社または当社子会社もしくは関連会社の社会的信用を害する行為その他当社または当社子会社もしくは関連会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

４．第５回新株予約権の行使の条件
①新株予約権者は、2025年９月期から2027年９月期までのいずれかの事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上収益が、5,400百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上収益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、

当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
②新株予約権者は、新株予約権の割当日から2024年９月30日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
⑤各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

５．第６回新株予約権の行使の条件
①新株予約権者は、2026年９月期から2028年９月期までのいずれかの事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上収益が、6,000百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上収益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
②新株予約権者は、新株予約権の割当日から2025年９月30日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
⑤各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第６回新株予約権
発行決議日		2023年８月24日
新株予約権の数		3,427個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　342,700株 (新株予約権１個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権１個あたり100円 (１株あたり１円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個あたり63,700円 (１株あたり637円)
権利行使期間		2027年１月１日から 2033年９月10日まで
行使の条件		（注）１
使用人等への交付状況	当社使用人 (注２)	新株予約権の数　1,505個 目的となる株式数　150,500株 交付対象数　15名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数　620個 目的となる株式数　62,000株 交付対象数　7名

（注）１．第６回新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、2026年９月期から2028年９月期までのいずれかの事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上収益が、6,000百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上収益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

②新株予約権者は、新株予約権の割当日から2025年９月30日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

２．当社使用人に対し交付された新株予約権には、2023年10月１日付で当社を吸収合併存続会社とする吸収合併を行った子会社の使用人３名に対し交付された新株予約権140個が含まれております。

(3) 会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況（2023年９月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 ＣＥＯ	チャン バン ミン	営業部　管掌 Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd. General Director Hybrid Techno Camp Co., Ltd. General Director
取締役ＣＦＯ	平川　和真	管理部、財務経理部、法務部、IR室　管掌 Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd. CFO Hybrid Techno Camp Co., Ltd. CFO
取締役ＣＯＯ	窪田　陽介	経営企画部、エクスペリエンスデザイン部　管掌 株式会社ハイブリッドテックエージェント　代表取締役
取締役ＣＴＯ	衣笠　嘉展	デリバリー本部、ビジネスコンサルティング部、人事戦略部　管掌 株式会社イクシアス　代表取締役
取締役	森保　守	ー
取締役	本間　大地	株式会社STORY　代表取締役 株式会社飛び台　代表取締役
常勤監査役	髙田　英次	尾張総研　（個人事業）
監査役	里見　剛	スプリング法律事務所　弁護士
監査役	山田　一雄	公認会計士・税理士山田一雄事務所　所長 有限会社オンリーワンコンサルティング　代表取締役 株式会社エイチーム　監査役

（注）１．取締役 森保守、取締役 本間大地は、社外取締役であります。
２．常勤監査役 髙田英次、監査役 里見剛、監査役 山田一雄は、社外監査役であります。
３．当社では、取締役会のより一層の活性化を促進し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。当事業年度末日現在の執行役員は、以下の３名であります。
執行役員　新井康太（営業部　担当）
執行役員　Tran Thanh Hai（デリバリー本部　担当）
執行役員　濱本剛史（経営企画部　担当）
４．監査役 里見剛は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

5．監査役 山田一雄は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6．当社は、社外取締役 森保守及び本間大地、並びに社外監査役 髙田英次、里見剛及び山田一雄を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7．2022年12月26日開催の第７回定時株主総会終結の時をもって、増山雅美氏は取締役を辞任いたしました。
8．2022年12月26日開催の第７回定時株主総会終結の時をもって、狐塚利光氏は監査役を辞任いたしました。
9．2023年５月１日付けで、衣笠嘉展は社外取締役から業務執行取締役に異動しました。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額としております。

③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役及び監査役のほか、執行役員、管理職、監督者が含まれており、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（無作為も含む）に起因して賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損賠金や訴訟費用等の損害を補填することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補填の対象としないこととしております。

④取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	ストック・オプション	業績連動報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	61,683 (6,800)	57,509 (6,800)	4,174 (－)	－ (－)	7 (4)
監査役 （うち社外監査役）	10,800 (10,800)	10,800 (10,800)	－ (－)	－ (－)	4 (4)
合計 （うち社外役員）	72,483 (17,600)	68,309 (17,600)	4,174 (－)	－ (－)	11 (8)

（注）１．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．2022年12月26日開催の第７回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名（うち、社外取締役１名）および監査役１名（うち、社外監査役１名）を含んでおります。
３．当事業年度中に社外取締役から取締役に異動した１名については、社外取締役在任期間分は社外取締役として、取締役在任期間分は取締役として記載しています。
４．取締役の報酬限度額は、2021年３月30日開催の臨時株主総会において、年額500,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、４名（うち、社外取締役は１名）であります。
５．監査役の報酬限度額は、2021年３月30日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、３名（うち、社外監査役は３名）であります。
６．上記のストック・オプションに係る報酬等の総額には、当事業年度における費用計上額を記載しております。

ロ．社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が、親会社等又は当社を除く親会社等の子会社等から、役員として受けた報酬等はありません。

ハ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員報酬の決定方針について、「役員報酬は、業績、業種や規模等に応じてベンチマークする他社の水準、経営内容・経営環境とのバランス等を考慮して、各取締役の役位、業績貢献、管掌範囲、在籍期間に応じ、取締役会の決議により決定する。」

と2021年７月15日開催の取締役会にて決議しております。取締役会は、当事業年度にかかる個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、上記2021年７月15日開催の取締役会において決定された方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。また、当社の監査役の報酬等は、常勤、非常勤の別、業務分担の状況等を考慮して、監査役の協議により決定しております。

当社の取締役（社外取締役は除く）の報酬は、固定報酬である基本報酬、役員賞与（業績連動報酬）、ストック・オプションで構成されておりますが、その支給割合の決定に関する方針は定めておりません。社外取締役及び監査役は原則、基本報酬のみで構成されています。

ａ．基本報酬に関する方針

取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において、職責及び役位に応じて、業績、業種や規模等に応じてベンチマークする他社の水準、経営内容・経営環境とのバランス等を考慮して役員ごとの月次報酬額を定め、月次で支給しております。社外取締役の報酬につきましては、取締役の社会的地位、会社への貢献度及び就任の事情等を総合的に勘案して決定しております。

ｂ．役員賞与（業績連動報酬）に関する方針

役員賞与（業績連動報酬）は、当社の制定する規程に基づき、株主総会が決定する報酬総額の範囲内において取締役会の決議により決定しております。業績連動報酬における評価指標としては、当社グループが本業により経常的に得られる利益である「連結営業利益」を採用しております。また、公表計画に対する責任を明確にするため「事業計画達成度」を、持続的な成長に対する責任を明確にするため「対前年成長度」を採用しております。決定された役員賞与の支払いは、毎年事業年度末日後一定の時期に行います。

なお、社外取締役及び監査役には原則賞与を支給しておりません。

ｃ．非金銭報酬等に関する方針

取締役の報酬と当社グループの中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、ストック・オプションを割り当てております。当該ストック・オプション制度の内容につきましては、上記「(2)新株予約権等の状況」をご参照ください。

⑤社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役　本間大地氏は、株式会社STORY及び株式会社飛び台の代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役　衣笠嘉展氏は、当社の社外取締役であった2023年４月30日までの間、同氏が100%の株式を保有する株式会社イクシアスの代表取締役でありました。当社と兼職先との間には、ソフトウェア開発の取引関係がありました。

・監査役　高田英次氏は、尾張総研（個人事業）の代表者であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役　山田一雄氏は、公認会計士・税理士山田一雄事務所の所長、有限会社オンリーワンコンサルティングの代表取締役、株式会社エイチームの監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役　里見剛氏は、スプリング法律事務所所属の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　森保　　守	2022年12月26日に取締役就任以降、開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会を含むあらゆる場面において、上場会社の管理部門、証券会社の引受審査部門・引受部門での経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、当社が同氏に期待する意思決定の妥当性・適正性の確保のための適切な役割を果たしております。
取締役　本間　大地	2022年12月26日に取締役就任以降、開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会を含むあらゆる場面において、事業運営に係る豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社が同氏に期待する経営全般にかかる助言の提示など、適切な役割を果たしております。
取締役　衣笠　嘉展	2023年５月１日付けで当社の業務執行取締役に異動するまでの間、当社社外取締役として、開催された取締役会11回の全てに出席いたしました。出席した取締役会を含むあらゆる場面において、当社が同氏に期待する、IT企業における豊富な経験に基づく、ソフトウェア開発体制に関する助言の提示など、適切な役割を果たしました。
監査役　髙田　英次	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会、監査役会を含むあらゆる場面において、主に経理・管理部門等に関し、豊富な経験と知見から適宜発言を行っております。
監査役　里見　　剛	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会、監査役会を含むあらゆる場面において、主に法務・コンプライアンス等に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役　山田　一雄	2022年12月26日に監査役就任以降、開催された取締役会13回、監査役会10回の全てに出席いたしました。出席した取締役会、監査役会を含むあらゆる場面において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の定めに基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が６回ありました。

(4) 会計監査人の状況

①名称　　監査法人東海会計社

②報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,500千円
当社及び子会社が監査法人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,500千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第１項の同意を行っております。

3．当社の連結子会社であるHybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.及びHybrid Techno Camp Co., Ltd.は、当社の会計監査人とは異なる監査法人の監査を受けており、監査証明業務に基づく報酬を支払っております。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤責任限定契約の内容の概要

当社と監査法人東海会計社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、受嘱者の会社法第423条第１項の責任について、受嘱者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、受嘱者の委嘱者に対する損害賠償責任の限度としております。

３．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

当社では業務の適正を確保するために、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムに関する基本方針を以下のように定めております。

①当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制

・当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するため、「コンプライアンス規程」等を定めます。

・当社の取締役は、当社及びその子会社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告します。

・当社の監査役は、「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行について監査を行います。

・当社は、法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「公益通報者保護規程」を定め、社内通報窓口を設置します。当社及びその子会社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行いません。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規則に則り作成、保存、管理します。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとします。

・当社は、「個人情報取扱規程」、「情報管理規程」等の社内規則に基づき、情報の保存及び管理に関する体制を整備します。

③当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」に基づき、当社グループのリス

クを横断的に管理する「リスクコンプライアンス委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進します。
・当社は、経営戦略会議等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社及びその子会社におけるリスクの状況を適時に把握、管理します。
・当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社及びその子会社におけるリスク管理の実施状況について監査を行います。

④当社及びその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・当社は、経営の効率化と責任の明確化を図るため、「執行役員規程」に基づき、執行役員制度を導入します。
・当社は、取締役会を毎月１回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役及び執行役員の業務の執行状況について報告を行い、当社の取締役及び執行役員の職務の執行について監視・監督を行います。
・当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保します。
・当社は、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営戦略会議を原則として２週間に１回以上開催します。
・当社は、株式及び社債への投資についての意思決定が適正かつ効率的に行われることを確保するため、「投資委員会規程」に基づき、投資委員会を設置します。当該委員会は、常勤取締役、各案件の担当取締役及び執行役員、常勤監査役で構成され、原則として２週間に１回以上開催します。

⑤当社及びその子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・当社の取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、役員及び従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握します。
・当社は、「コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図ります。
・当社は、「公益通報者保護規程」に基づき社内通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図ります。
・当社の内部監査室は、社内規程に基づき内部監査を実施し、当社及びその子会社の使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証します。
・当社の監査役及び監査役会は、当社及びその子会社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況

に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求します。

⑥当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社は、グループとしての統一的な事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を定め、経営管理責任を明確化します。

・当社グループにおいては、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行上重要な事項は当社の経営戦略会議等の決定機関において事前承認を得たうえで執行します。また、子会社において業務執行上発生した重要な事実については、定期的又は必要に応じて随時開催する経営戦略会議において、当社及び当社の関連部門に報告するものとします。

・当社内部監査室は、各子会社に対しても定期的な監査を行います。

⑦当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものとします。

・監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保します。

・監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとします。

⑧当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役に報告をするための体制

・当社の取締役及び使用人並びにその子会社の取締役、監査役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならないものとします。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならないものとします。

⑨その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・当社の監査役は、当社又はその子会社の取締役会、経営戦略会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができます。

・当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行います。

・当社の監査役は、内部監査室の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができます。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができます。

・当社の監査役は、会計監査人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図ります。

⑩当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

・当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保します。

⑪反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

・当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を宣言します。
・反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では前記内部統制システムの整備に関する基本方針に基づいて、体制整備とその運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①取締役会の職務執行について

・取締役会は、取締役６名（うち社外取締役２名）で構成され、「取締役会規程」に基づき、監査役出席のもと、経営上の重要な課題を討議し意思決定するとともに、主要部門の職務執行状況の報告を行い、取締役の職務執行について監督を行っております。当事業年度においては、月１回開催する定時取締役会のほか、必要に応じて開催する臨時取締役会を５回実施いたしました。

②投資委員会の職務執行について

・投資委員会は、常勤取締役４名、各案件の担当取締役及び執行役員、常勤監査役で構成され、「投資委員会規程」に基づき、株式及び社債への投資についての意思決定をするとともに、投資の効果を測定するため、投資先の状況についてのモニタリングを行っております。当事業年度においては、原則として２週間に１回以上開催される定時の投資委員会を、37回実施いたしました。

③リスク管理体制について

・当社のリスク管理体制につきましては、取締役会が「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」並びにリスク管理の基本方針を定めて、代表取締役を委員長とするリスクコンプライアンス委員会を四半期毎に１回開催しております。リスクコンプライアンス委員会には

当社各部門の責任者に加え、子会社の経営企画部門及び品質管理部門の責任者の他、常勤監査役が毎回出席して、リスク管理体制の構築及びリスク項目の洗い出しや分析を行って、必要に応じて対応等を審議しております。

・また、原則として２週間に１回以上開催するグループの経営戦略会議においては、営業及び開発の進捗状況の報告の他、品質にかかわる事項についてもモニタリングを行い、重要度に応じて速やかに対応できる体制を構築しております。さらに、専門的な判断を要する問題を認識した場合には、顧問弁護士、監査法人、顧問税理士、社会保険労務士などの外部専門家の助言を得られる体制を整えております。

④監査役の職務の執行について

・監査役は原則として毎月１回、また必要に応じて臨時に、監査役会を開催しております。監査役会は、常勤監査役１名を含む３名の社外監査役から構成されております。非常勤の社外監査役２名は、各々弁護士と公認会計士であり、監査役相互で連携することにより効果的な監査を実施しております。

・監査役３名は取締役会に出席して、意見を述べ、経営の適法性や取締役の職務執行状況を確認しており、また常勤監査役は、原則として２週間に１回以上開催するグループの経営戦略会議にも出席しております。常勤監査役は、当事業年度に49回開催したすべての経営戦略会議に出席しており、子会社を含む情報収集や業務執行状況を確認することで、毎月開催される監査役会を実効性のあるものにしております。

連結財政状態計算書

（2023年９月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
流動資産		流動負債	
現金及び現金同等物	1,296,698	営業債務及びその他の債務	212,249
営業債権及びその他の債権	405,664	借入金	14,996
その他の金融資産	65	リース負債	126,388
その他の流動資産	155,265	その他の金融負債	55,393
流動資産合計	1,857,692	未払法人所得税	29,555
非流動資産		引当金	9,651
有形固定資産	81,640	その他の流動負債	163,249
使用権資産	906,331	流動負債合計	611,481
のれん	376,648	非流動負債	
無形資産	199,334	リース負債	830,244
投資有価証券	337,272	引当金	18,275
その他の金融資産	63,020	繰延税金負債	54,233
繰延税金資産	15,935	非流動負債合計	902,752
その他の非流動資産	9,593	負債合計	1,514,233
非流動資産合計	1,989,772	（資 本 の 部）	
		資本金	908,307
		資本剰余金	905,690
		利益剰余金	471,475
		自己株式	△80
		その他の資本の構成要素	47,839
		親会社の所有者に帰属する持分合計	2,333,231
		資本合計	2,333,231
資産合計	3,847,463	負債及び資本合計	3,847,463

（注）金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

自　2022年10月１日
至　2023年９月30日

（単位：千円）

科目	金額
売上収益	2,905,837
売上原価	△1,858,449
売上総利益	1,047,388
販売費及び一般管理費	△798,850
その他の収益	8,234
その他の費用	△13
営業利益	256,760
金融収益	2,764
金融費用	△70,253
税引前利益	189,270
法人所得税費用	△28,943
当期利益	160,328
当期利益の帰属	
親会社の所有者	160,328
当期利益	160,328

（注）金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

連結持分変動計算書

自　2022年10月１日
至　2023年９月30日

（単位：千円）

	親会社の所有者に帰属する持分									合計
					その他の資本の構成要素				合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	在外営業活動体の換算差額	新株予約権	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	合計		
2022年10月１日時点の残高	893,343	883,732	311,147	－	△10,829	56,674	△8,595	37,250	2,125,473	2,125,473
当期利益	－	－	160,328	－	－	－	－	－	160,328	160,328
その他の包括利益	－	－	－	－	27,463	－	△11,000	16,464	16,464	16,464
当期包括利益合計	－	－	160,328	－	27,463	－	△11,000	16,464	176,791	176,791
株式報酬取引	－	－	－	－	－	6,755	－	6,755	6,755	6,755
新株予約権の行使	14,964	21,957	－	－	－	△12,952	－	△12,952	23,969	23,969
自己株式の取得	－	－	－	△80	－	－	－	－	△80	△80
その他	－	－	－	－	－	322	－	322	322	322
所有者との取引額合計	14,964	21,957	－	△80	－	△5,875	－	△5,875	30,966	30,966
2023年９月30日時点の残高	908,307	905,690	471,475	△80	16,634	50,799	△19,595	47,839	2,333,231	2,333,231

（注）金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2023年９月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,626,207	流動負債	657,991
現金及び預金	1,007,789	短期借入金	14,996
売掛金	134,426	未払金	72,865
1年内回収予定の長期貸付金	122,865	未払法人税等	19,714
短期貸付金	45,000	預り売上	501,674
未収入金	297,225	預り金	22,660
前払費用	9,951	賞与引当金	5,919
その他	8,948	その他	20,161
固定資産	1,149,135	固定負債	9,090
有形固定資産	28,283	資産除去債務	4,424
建物(純額)	18,505	繰延税金負債	4,665
工具、器具及び備品(純額)	9,778	負債合計	667,082
投資その他の資産	1,120,851	(純資産の部)	
関係会社株式	611,789	株主資本	2,107,922
長期貸付金	122,865	資本金	908,306
投資有価証券	375,365	資本剰余金	875,451
その他	10,832	資本準備金	875,451
		利益剰余金	324,243
		その他利益剰余金	324,243
		繰越利益剰余金	324,243
		自己株式	△79
		新株予約権	338
		純資産合計	2,108,260
資産合計	2,775,342	負債純資産合計	2,775,342

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

自　2022年10月１日
至　2023年９月30日

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		931,205
売上原価		329,517
売上総利益		601,688
販売費及び一般管理費		517,347
営業利益		84,340
営業外収益		
受取利息	3,849	
助成金収入	1,310	
受取賠償金	3,156	
その他	964	9,279
営業外費用		
支払利息	229	
為替差損	7,160	7,389
経常利益		86,231
特別利益		
新株予約権戻入益	61	61
特別損失		
固定資産除却損	12	12
税引前当期純利益		86,279
法人税、住民税及び事業税	30,120	
法人税等調整額	△3,732	26,388
当期純利益		59,891

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自　2022年10月１日
至　2023年９月30日

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
当期首残高	893,343	866,446	866,446	264,352	264,352	－	2,024,142	16	2,024,158
当期変動額									
新株予約権の行使	14,963	9,005	9,005	－	－	－	23,968	－	23,968
当期純利益	－	－	－	59,891	59,891	－	59,891	－	59,891
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△79	△79	－	△79
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	322	322
当期変動額合計	14,963	9,005	9,005	59,891	59,891	△79	83,780	322	84,102
当期末残高	908,306	875,451	875,451	324,243	324,243	△79	2,107,922	338	2,108,260

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年11月17日

株式会社ハイブリッドテクノロジーズ
取締役会　御中

監査法人東海会計社
愛知県名古屋市
代表社員 業務執行社員　公認会計士　大　国　光　大
代表社員 業務執行社員　公認会計士　古　薗　考　晴

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ハイブリッドテクノロジーズの2022年10月１日から2023年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ハイブリッドテクノロジーズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

（重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社は、2023年８月７日開催の取締役会において、会社の完全子会社である株式会社イクシアスを吸収合併することを決議し、2023年10月１日付で合併した。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業

的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年11月17日

株式会社ハイブリッドテクノロジーズ
取締役会　御中

監査法人東海会計社
愛知県名古屋市
代表社員
業務執行社員　公認会計士　大　国　光　大
代表社員
業務執行社員　公認会計士　古　薗　考　晴

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ハイブリッドテクノロジーズの2022年10月１日から2023年９月30日までの第８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

（重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社は、2023年８月７日開催の取締役会において、会社の完全子会社である株式会社イクシアスを吸収合併することを決議し、2023年10月１日付で合併した。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎

となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第８期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社（主要な事業所）において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

「重要な後発事象に関する注記」及び「独立監査人の監査報告書」の強調事項に記載されている事象以外に報告すべき重要な後発事象はありません。

2023年11月17日

株式会社ハイブリッドテクノロジーズ　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　髙　田　英　次　㊞

監査役（社外監査役）　里　見　　剛　㊞

監査役（社外監査役）　山　田　一　雄　㊞

以　上

議案　監査役１名選任の件

監査役 髙田英次氏は、本総会終結の時をもって監査役を辞任されます。つきましては、改めて監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
下田　林也（しもだ　りんや） （1955年６月１日） 新任	1978年４月　株式会社小松製作所　入社 1985年９月　日興證券株式会社（現　ＳＭＢＣ日興証券株式会社）入社 2004年11月　イー・トレード証券株式会社（現　株式会社ＳＢＩ証券）　入社 2016年10月　あんしん保証株式会社　入社 2019年３月　当社　入社　内部監査室室長（現任） （重要な兼職の状況） なし	9,600株

【監査役候補者とした理由】

同氏は、当社に入社以来内部監査室室長を務めており、当社の監査、事業運営に関する経験を有しております。また、その職歴から証券、株式実務に関する知見を有しており、その能力を活用し、当社のIPOおよび株式上場後のIRに関する業務に従事しておりました。以上のことから、同氏を当社の取締役会の監督機能と、透明性の維持に向けた役割を期待して、新任の監査役候補者としてお願いするものです。

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．当社は、下田林也氏が監査役に選任され就任した場合は、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

３．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することになる損害（ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等を除く）を当該保険契約によって補填することとしております。下田林也氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：　東京都中央区日本橋二丁目5番1号
日本橋髙島屋三井ビルティング９階　日本橋ホール



交通：「日本橋」駅　　日本橋交差点改札付近　B6出口から徒歩1分
髙島屋方面改札付近　　地下連絡通路から直結

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。